

一人ひとりが輝くまち ②4

2003~2012
国連識字の10年

みずのりくに教育を

人権文化を根づかせよう!

一人は一人では生きられない

私たちは一人で生きて

いくことはできません。

しかし、日常生活の中で

このことを強く意識する

ことは少なく、時には「自

分は一人で生きてきた」「一

人で生きられる」と思ったこと

はありませんか。また、家庭の

中で子どもから「一人で大き

なった」「一人で大人になった」

と言われたことはありませんか。

このような独りよがりな気持ち

が強まると、時として自分勝手

な行動に走り、人間関係が崩れ

る原因になることさえあります。

自分中心の考え方から、相手

の立場になって考えたり、行動

するように意識変革してみまし

よう。他者もかけがえのない存

在であることに気づけば、同時

に自分がかげがえのない存在で

あることに気がつくはずですよ。

一人で生きられないから、自

分も大切に、また相手も大切

にする思いやりの心が芽生えて

くるのです。

長い年月をかけて築き上げて

きた人間の生活全体のことを文

化と言います。その文化の中に、

一人ひとりがお互いの違いを認

め、他者の人権を守ることが、

ひいては自分の人権を守ること

につながるという「人権文化」

を根づかせることが必要です。

秋葉原での無差別殺傷事件な

どのように、人間の命の重みを

何とも感じないかのような痛ま

しい事件の多くは、自分中心の

考え方に支配さ

れることによっ

て起こっていま

す。まず相手の

ことを考える

「人権文化」を

根づかせる努力

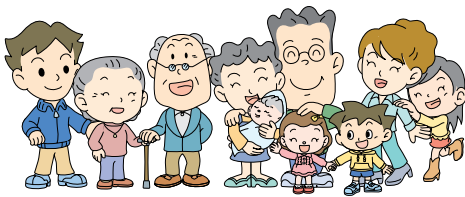
を、家庭・学

校・地域・職場

などで進めてい

きましょう。

(人権啓発広報編集委員会)



人権標語

(中学3年生の作品)

考えよう 差別のこわさ おそろしさ

つまい話にぞ用心!!



47

消費生活相談

引っ越しの季節です

《相談内容》

3年住んだ賃貸アパートを退去するとき、不動産会社から「ハウスクリーニング代と畳表・ふすま・クロスの張り替え費用として15万円を敷金から差し引く」と言われた。部屋はきれいに使用していたし、掃除もきちんとして出たのに、敷金がほとんど返ってこないのは納得できない。

《アドバイス》

借家を退去するとき、借り主には原状回復の義務がありますが、これは入居した当時の状態に戻すと言う意味ではありません。

国土交通省が示している「原状回復をめぐるガイドライン」によると、経過年数や通常の使用による傷や汚れなどの修繕費はすでに家賃に含まれており、借り主の故意や不注意によって生じた傷や汚れについては、借り主に原状回復義務が発生するとされています。例えば、日焼けによる

畳・クロスの変色やテレビ・冷蔵庫の後ろの黒ずみなどの修繕費、次の入居者を確保する目的で行う化粧直しのためのハウスクリーニングやリフォームなどは、貸主が負担することになっていきます。

相談者には、「ガイドライン」をもとに貸主と交渉するよう助言し、話し合いで解決できない場合は小額訴訟制度を利用する方法もあることを説明しました。

トラブルを防止するためには、入居や退去するとき、貸主立ち会いで傷や汚れがないか部屋の状態を確認し、写真などを撮り、話し合いの結果を記録して残しておきましょう。契約書の内容をよく確認し、退去時の費用負担などを定めた特約条項にも注意しましょう。

消費生活相談室 市役所本庁5階

☎0848676410

とき 20日を除く月～金曜日

9時～12時 13時～16時

3月の消費生活巡回相談

13日(金) 14時～16時

本郷支所

27日(金) 10時～12時

大和人権文化センター

27日(金) 14時～16時

久井保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072 FAX 0

84864103



女性の人権ホットライン
子どもの人権110番

☎0570・070・810
☎0120・007・110

いずれも20日(金)を除く月～金曜日
8時30分～17時15分